

企画土木常任委員会資料

(平成21年4月21日)

【 報告事項 】

- 1 第6回鳥取県総合芸術文化祭の評価結果について
【 文化政策課 】・・・ 1ページ
- 2 「山陰海岸ジオパーク」の取組状況について
【 観光政策課 】・・・ 3ページ
- 3 米子ーソウル国際定期便の平成20年度利用実績及び今後の
利用促進対策について
【 観光政策課 】・・・ 4ページ
- 4 平成21年春台湾プログラムチャーター便の運航について
【 観光政策課 】・・・ 5ページ
- 5 ようこそようこそ鳥取県観光振興条例（仮称）（案）の骨子
について
【 観光政策課 】・・・ 6ページ

文 化 観 光 局

第6回鳥取県総合芸術文化祭の評価結果について

平成21年4月21日

文化政策課

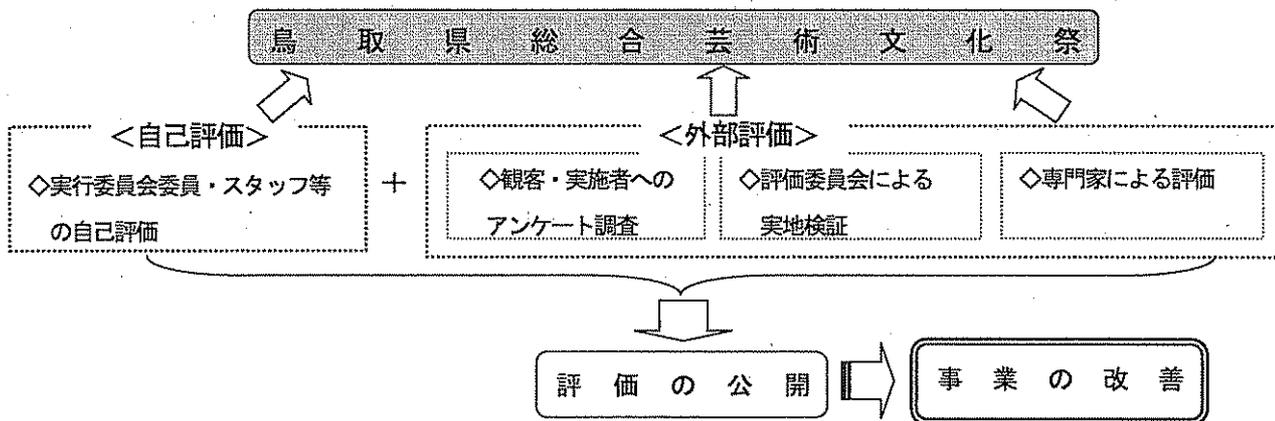
第6回鳥取県総合芸術文化祭（平成20年9月13日～11月30日）について、評価委員会（角秋勝治座長ほか14名）が事業評価を行い、評価報告書として取りまとめました。

1 評価の目的

- (1) 鳥取県総合芸術文化祭の基本方針に基づき、公的資金を活用した本文化祭の存在意義を明らかにするとともに、県民にその成果と課題を報告する。
- (2) 年度ごとに本文化祭の事業を見直し点検することで、より良質な作品創造や効率的な運営方法を確立する。

2 評価の実施概要

- (1) 実行委員会委員、スタッフ等事業を実施する者による自己評価の実施
- (2) 観客・実施者の満足度等のアンケート調査、評価委員会委員による実地検証に加え、今後の良質な作品創造の促進や人材育成のため専門家に評価を依頼
- (3) これらをもとに、評価委員会において総合芸術文化祭の評価結果を取りまとめ
- (4) 評価結果は、とりネット「鳥取県総合芸術文化祭ホームページ」
(<http://www.artsfriend.com/sogeisai/>)へ掲載



3 第6回（平成20年度）総合芸術文化祭の総合評価の概要

(1) 第5回（平成19年度）総合芸術文化祭評価報告書で指摘された課題と改善点

- ① 「成長期」3年目の作品はレベルアップしたか
- ② 県民の自主的な芸術文化活動は尊重されているか
- ③ 指導者養成を含め、各種の環境整備は進んでいるか
- ④ 総合芸術文化祭（以下、総芸祭という）の開催方法と時期の見直しについて
- ⑤ アートマネジメント力の育成と醸成について

- ・ 東部地区で行われたメイン事業第一部「音劇」は、主役はそれぞれ力演し、優れた和楽器の演奏、幅広いジャンルの共演、年齢層など、地区の総力を挙げた作品であった。しかし音楽・演劇・芸能の融合は至難の業で、「新しい文化芸術の創造・発信」のレベルアップは、いま一步となった。
- ・ メイン事業の「単年度方式」での、これほどの内容と分野の統括には無理があり、宿命的な立ち上がりの遅れにより、スタッフや自主参加した県民も期日に追われた。最も重要な日常的練習の指導不足やメンバーの不揃いなど、単年度方式を再考すべき時期にきている。

- ・ メイン事業第二部の鳥取池田家復曲能・復曲狂言は、復曲を民間だけで実現するのは困難であり、総芸祭だからこそなした成果である。難解な能や狂言もユーモアを交えた親しみやすい内容であった。この収穫を地元はどう継承するかが今後の課題である。
- ・ 総芸祭を一極集中にするか、日常的に拡散するか。短期集中型は盛り上がるが、文化芸術を日常的に享受する趣旨からすれば矛盾となる。再確認の議論が必要である。
- ・ 県民企画アートチャレンジ事業は、アートマネジメントやプロデュースの力を養う機会であり、各地域の事業に積極的な参加があり、特色ある取り組みも増えて一定の成果がみられた。

(2) 第6回(平成20年度)総合芸術文化祭の総合評価

- ・ 参加人数は全体で31,566人(前年比7,680人増)である。県文化団体連合会主催事業が加わり、総芸祭が根付き始めた。事業参加の増加は、なによりも関係者の賜であろう。
- ・ 広報活動が大幅にダウンした。「情報発信」総計99(前年238)件と「アンケート」回収率25.6%(前年32.4%)が課題である。大規模な事業を展開し、参加者が増えた割には、まだ知らない県民が少なくない。マスコミの協力も含めて、より積極的で広範な広報活動が必要である。
- ・ 鑑賞者の性別は、相変わらず男女1対2と大きく開き、年齢は30歳未満はわずか15.2%である。「男性と若者の鑑賞者発掘」は、総芸祭のみならず郷土文化の将来にかかわる命運を握っている。
- ・ 芸術教育が、学校現場から時間削減され、優れた指導者も少ない。指導者不足から生じるレベルの低下で、特に音楽などは他県との差が大きく広がるばかりである。これが悪循環となり、社会や保護者の無関心も招く。鑑賞者開発の課題が、芸術教育の貧困と無関係であるはずがない。子どもは良き指導者に恵まれば、いかようにも才能を開花させる。多様で豊かな人材を育成する教育が、郷土文化のカギを握っている。

(3) 今後の展望と課題

「創成期」と「成長期」を終えた総芸祭で浮き彫りにされたのは、端的に要約すれば次の通りで、根本的な課題はなお残されているといえよう。

- ①事業の質の担保
- ②スタッフの育成
- ③鑑賞者の開拓
- ④それらの環境づくり
- ⑤単年度方式の問題点

- ・ メイン事業は、出演者と観客が「共有できる当事者意識」が重要。真に自分たちと地域と催物を結びつけるテーマを考えると、私たちに身近でいまに続く現代的テーマを取り上げる必要がある。
- ・ メイン事業の単年度方式は、予算を含めた基本的な見直しをする時期である。総芸祭をより実り多いものにするためには、次年度開催にこだわらず、再構築の議論を進めてもよい。
- ・ チラシやポスターは、あまりにも長いタイトルやサブタイトルの多さが目立つ。なにを的確に短く訴えるか一考を要する。
- ・ 市町村事業が再演でレベルアップされ、アートマネジメント力をつけて、県域事業となり、さらに再演することで「県民の財産」になるような長期的展望が必要である。
- ・ 定性目標にあるコラボレーション・県民の積極参加・世代間交流は大切だが、レベル低下を招く催しも少なくない。参加は相対的にとらえればよく、一事業になにかも取り組む必要はない。質を担保するためにも再考したい。

「山陰海岸ジオパーク」の取組状況について

平成21年4月21日
観光政策課

昨年12月に山陰海岸地域を含む7地域が国内初となる日本ジオパークに認定されました。山陰海岸ジオパーク推進協議会では、世界ジオパークネットワーク加盟に向け、昨年日本ジオパーク委員会から示された課題の整理などに取り組んでおり、6月に日本ジオパーク委員会へ加盟のための申請を行うこととしています。

(日本ジオパーク委員会から昨年示された課題)

- ①ストーリーの再整理
- ②受入態勢の整備
- ③学術関係者等、人のネットワークの構築
- ④ジオツアーの実績づくり など

記

1 主な取組状況

項 目	時 期
○専門部会の設置（各府県に分会を設置） 学術部門の強化を図るため専門部会を設置 会長：三田村宗樹（大阪市立大学准教授） ・申請に向けた「テーマの設定」、「特徴の再整理」などを検討中	H21.2～
○ガイド養成講座の実施 ・放送大学講演会（2月） ・各市町で随時開催（鳥取市・岩美町合同開催（3月28日））	H21.2～
○ジオツアーの実績づくり ・旅行社による商品企画（農協観光、日本交通旅行社、名阪近鉄、富士トラベルなど） ・小学生の現地学習会（鳥取市（小学校選定中）、岩美町（町内全3小学校）、三朝町（町内全3小学校）：5月以降） ・県職員等を対象とした研修会を4月下旬より順次開催	H21.3～
○観光政策課の組織体制強化（学術関係者の配置） ・非常勤専門員の配置（高等学校教員OB） ・正職員の専門員配置（中学校教諭）	H21.2～3 H21.4～

2 世界ジオパークネットワーク加盟に向けたスケジュール

時 期	項 目
6月19日	世界ジオパーク候補申請締切り
7月上旬	第1回日本ジオパーク委員会開催 （申請地域によるプレゼンテーション実施）
7月上旬～9月下旬	日本ジオパーク委員会による申請地域現地調査
9月下旬	第2回日本ジオパーク委員会開催 （世界ジオパークネットワーク申請地域決定）
12月下旬	世界ジオパークネットワークに申請書提出
12月～翌10月頃	世界ジオパークネットワーク審査員による現地調査
翌10月頃	世界ジオパークネットワーク審査結果発表

3 参考

日本ジオパーク認定地域

洞爺湖有珠山地域（北海道）、糸魚川地域（新潟県）、島原半島地域（長崎県）、アポイ岳地域（北海道）、南アルプス中央構造線地域（長野県・静岡県・山梨県）、山陰海岸地域（鳥取県・兵庫県・京都府）、室戸地域（高知県） 7地域認定

*上記地域で日本ジオパークネットワーク（JGN）が平成21年5月に設立予定。

米子ーソウル国際定期便の平成20年度利用実績及び今後の利用促進対策について

平成21年4月21日

観光政策課

1 平成20年度利用実績

- 年度上半期（4～9月）は、大口社員旅行、パッケージツアー、韓国からのゴルフツアー等の利用が好調だったことなどから、搭乗率が60.5%と前年を13ポイントも上回った。
- 下半期（10～3月）は、急激な円高や景気悪化などの影響で韓国人観光客が減少（対前年搭乗者数が約4割減）。逆にウォン安の影響で日本人利用は好調に推移し、搭乗率は64.4%と冬期目標搭乗率の65%に迫った。
- その結果、年間搭乗率は62.4%と4年ぶりに60%台に回復。

<搭乗席数・搭乗率の推移>

単位:人、%

	提供 座席数	搭乗 座席数	日本人	韓国人	搭乗率	前年 搭乗率	占有率 (日本人)	占有率 (韓国人)
1四半期 (4～6月)	12,122	7,831	3,703	4,038	64.6	45.3	47.3	51.6
2四半期 (7～9月)	12,334	6,958	4,549	2,329	56.4	50.2	65.4	33.5
上半期計	24,456	14,789	8,252	6,367	60.5	47.8	55.8	43.1
3四半期 (10～12月)	12,372	7,561	5,729	1,753	61.1	58.9	75.8	23.2
4四半期 (1～3月)	12,052	8,128	6,552	1,504	67.4	68.8	80.6	18.5
下半期計	24,424	15,689	12,281	3,257	64.2	63.7	78.3	20.8
合計	48,880	30,478	20,533	9,624	62.4	55.5	67.4	31.6

※ アシアナ航空資料より

※平成21年4月以降の予約状況（4月14日現在）

4月:55.3%(前年同期:64.5%)、5月:39.1%(前年同期:46.3%)、6月:24.7%(前年同期:20.1%)

2 今後の利用促進対策

(1) インバウンド

- 韓国旅行会社、各種団体（教育、登山等）に対するプロモーション強化
- 鳥取県観光ブログ（インターネット上の日記）による観光魅力の発信機能を強化
- 仁川国際空港のハブ機能を活用した多方面（中国、タイ、インド等）からの観光客誘致

(2) アウトバウンド

- 広報活動の強化
 - ・ 広報、各団体会報、リーフレットなどを活用したPR媒体の拡大
 - ・ 各国観光関係機関との連携による、韓国をはじめとする諸地域の観光情報発信の強化
- 韓国以遠への乗継利用の促進
 - 乗継海外旅行の利便性や燃油サーチャージの値下げなどのPR強化
- 中国・韓国等と取引をしている企業を対象としたビジネス利用の働きかけ

(3) 共通

- 米子ーソウル国際定期便利用促進実行委員会と山陰国際観光協議会との統合により、イン・アウトの一体的な利用促進体制を構築（5月中旬頃を予定）

平成21年春台湾プログラムチャーター便の運航について

平成21年4月21日
観光政策課

台湾・長榮（エバー）航空によるプログラムチャーター便が下記のとおり運航されました。
今回のエバー航空による台湾プログラムチャーター便は、平成18年春以来の3年振りで、平成16年春から通算5回目の就航になります。

1 エバー航空台湾プログラムチャーター便運行実績

- (1) 運航期間 4月3日(金)～19日(日)
(2) 運航便数 台北～米子空港：4便 [使用機材：MD90(134人乗)]
(3) 搭乗者数 439人(搭乗率 81.9%)
(4) 運航日程

	到着		出発		期間
1	4月3日(金)	台北→高松	4月7日(火) 18:00	米子→台北	4泊5日
2	4月7日(火) 16:00	台北→米子	4月11日(土)	高松→台北	4泊5日
3	4月11日(土)	台北→高松	4月15日(水) 18:00	米子→台北	4泊5日
4	4月15日(水) 18:00	台北→米子	4月19日(日)	富山→台北	4泊5日

(5) 県内の主な訪問先

鳥取砂丘、白兔海岸、浦富海岸、打吹公園、赤瓦・白壁土蔵群、鳥取二十世紀梨記念館、青山剛昌ふるさと館、名和神社、湊山公園、水木しげるロード、夢みなとタワー、とっとり花回廊など

2 台湾人観光客への対応

台湾プログラムチャーター便を利用して来県された台湾人観光客の方々に対して、歓迎の意を表するため、米子空港に初便が就航する4月7日(火)にとっとり観光親善大使やトリピー(着ぐるみ)がお出迎えするとともに、観光客全員にお土産を贈呈した。

4月15日(水)にも、空港関係者がお出迎えし、観光客全員にお土産を贈呈した。

3 今後のチャーター便誘致

今後も台湾チャーター便を利用した本県への誘客を図るため、民間と行政が共同して、台湾の航空会社、旅行会社等を訪問し、本県の観光魅力をPRし、本県へのチャーター便誘致を働きかける。

また、県内の旅行社が訪台ツアーを企画していることから、相互チャーターの実現を目指す。

4 過去の台湾プログラムチャーター便運航実績

区分	航空会社	運航期間	便数	搭乗者数	搭乗率
H16春	エバー航空	H16.3.27(土)～4.20(火)	5便	912人	86.0%
H17春	エバー航空	H17.3.22(火)～4.27(水)	23便	3,928人	79.6%
H17秋	エバー航空	H17.11.4(金)～12.2(金)	7便	1,408人	93.1%
H18春	エバー航空	H18.3.24(金)～4.13(木)	7便	1,329人	87.9%
H19春	立栄航空・マンダリン航空	H19.3.22(木)～4.15(日)	13便	1,661人	82.4%
H20春	立栄航空・マンダリン航空	H20.4.2(水)～4.14(月)	5便	659人	82.5%
合計			60便	9,897人	

ようこそようこそ鳥取県観光振興条例（仮称）（案）の骨子について

平成21年4月21日
観 光 政 策 課

本県の観光振興を図るため、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進していくことを目的に、全县をあげて観光振興に取り組んでいくための柱となる条例の設定について検討を進めており、その骨子を次のとおりまとめました。

1 目的

観光立県の推進により、県民が誇りと愛着を持つ地域社会の実現と地域経済の活性化を図ること。

2 基本理念

本県の観光振興の推進に当たっての基本的な考え方は以下のとおり。

- ①地域における創意工夫を活かした主体的な取組を尊重した観光振興の取組が県民が地域に誇りと愛着を持つために重要であること。
- ②環境整備の推進、地域の歴史・文化等の理解の促進、人材の育成、地域のもてなし向上が重要であること。
- ③観光産業と農業等他の産業との有機的連携が重要であること。
- ④他の地方公共団体との広域的な連携・協力が重要であること。
- ⑤県民、観光事業者、観光関係団体、市町村、県の連携確保が重要であること。

3 観光振興の推進

県民、観光事業者、観光関係団体、市町村、県が一体となり、本県の観光振興に取り組む。（「ようこそようこそ鳥取県運動」の展開）

4 取組指針の策定

県は、「ようこそようこそ鳥取県運動推進」を展開していくための「取組指針」を策定する。

5 観光振興の柱となる取組

- ①地域の観光資源を知り、守り、次世代へ継承する。
- ②観光資源を磨き上げるとともに、ニューツーリズムを普及・促進する。
- ③観光地づくりの地域リーダーや観光ボランティア等の人材を育成する。
- ④誰でも安心して快適な観光が楽しめる環境を整備する。
- ⑤もてなしの向上を図る。（挨拶、環境美化、あたたかな心配りの実践など）
- ⑥戦略的に観光情報を発信する。
- ⑦外国人観光客の誘致を推進する。（ハード・ソフト両面の受入態勢整備）
- ⑧各種会議、展示会、スポーツ競技会等コンベンションの誘致を推進する。
- ⑨近隣府県を始めとする他の地方公共団体との観光振興のための連携を推進する。
- ⑩観光施策を効果的に推進するための観光客の動向調査等を充実、実施する。

6 推進組織の設置

取組を推進するため、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村、県の参画による「ようこそようこそ鳥取県運動推進協議会」を設置する。

7 今後の予定

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・ 4月22日～5月11日 | 条例案骨子についてパブリック・コメントを実施 |
| ・ 5月中旬 | 意見の集約、条例案の修正 |
| ・ 次期常任委員会 | パブリックコメントの結果報告、条例素案の説明 |
| ・ 6月議会 | 条例案上程 |

ようこそようこそ鳥取県観光振興条例（仮称）（案） 骨子

前文

本県は、貴重な地質遺産が連続する山陰海岸国立公園と秀峰大山を中心とした大山隠岐国立公園に囲まれた四季の彩り豊かな美しい県土を有している。

また、特色ある温泉地が県内全域に点在しているとともに、三徳山や妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡など古代ロマンあふれる歴史・文化も存在し、国内外から来訪する者をひきつけてやまない魅力にあふれている。

さらに、新鮮で豊富な味覚にあふれた食材、近代産業の形成と発展に重要な役割を果たした産業遺産、あるいは、国際的にも高く評価されている漫画家の活躍など新たな観光の魅力も創出しつつある。

観光は、地域の発展に寄与するとともに、国際間の相互理解を増進するものであり、県民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものでもあり、観光の振興を図ることは、地域の産業を発展させるだけでなく、文化の向上や人づくりにも寄与するなど、本県の活性化のためにきわめて重要である。

国際空路や航路、高速道路の整備などが進み、大交流時代の幕開けをむかえる今、県民が、地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを通じて郷土に誇りと愛着を持ち、国内外からの来訪者にあたかな心配りで接することにより、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していくため、本条例を制定。

I 総則

1 目的

この条例は、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が一体となって、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進することにより、県民が、地域の魅力を自らの誇りとし、自慢できるような機運を盛り上げるとともに、国内外から多くの来訪者を呼び込むための取組の推進により観光の振興を図り、もって、地域の活性化と経済の発展に資することを目的とすること。

2 基本理念

本県の観光の振興は、次の認識のもとに推進されなければならないこと。

- (1) 地域における創意工夫を活かした主体的な取組を尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、国外及び県内外からの来訪者（以下「観光客」という。）の誘致を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のために重要。
- (2) 観光客への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の自然、歴史、文化等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のもてなしの向上が図られることが重要。

- (3) 観光産業の振興を図ること及び観光産業と農業、漁業、製造業その他の産業との有機的な連携を図ることにより、地域の産業活動、社会活動等を活発にし、魅力ある活動に満ちた地域社会の形成を図ることが重要。
- (4) 他の地方公共団体との広域的な連携、協力による効果的な事業実施が重要。
- (5) 県民、観光事業者、観光関係団体（以下「県民等」という。）、市町村及び県の相互の連携が確保されることが重要。

Ⅱ 観光振興に関する役割等

1 県の責務

- (1) 基本理念にのっとり、地域の特性を活かした施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地域の特性を活かした施策の策定及び実施に当たり、市町村と連携するとともに、市町村が実施する観光に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うこと。
- (3) 県民等がこの条例の目的にそって実施する地域の観光の振興に関する取組みが、相互の連携、協働のもとに行われるよう総合的な調整を行うこと。

2 市町村の役割

基本理念にのっとり、観光の振興に関する施策の策定及び実施に努めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策に連携、協力するよう努めること。

3 県民の役割

基本理念にのっとり、自らの日常生活及び周辺環境が地域の観光の振興のための重要な要素であるとの認識に立ち、観光への関心及び理解を深めるとともに、観光の振興に関する取組みに積極的に参画するよう努めること。

4 観光事業者（旅行業、旅館業その他の観光に関する事業を行う事業者）の役割

基本理念にのっとり、観光資源（自然、文化、歴史、産業その他の観光の振興に資する資源をいう。以下同じ。）が自らの事業活動に活用できるものであること又は自らの事業活動が魅力ある観光地づくりに資するものであることを認識するとともに、自らが地域の観光の振興の推進役としてその事業を実施するよう努めること。

5 観光関係団体（観光事業者、行政機関等で構成される団体）の役割

基本理念にのっとり、観光事業者等が連携して行う観光振興の取組の促進、観光に関する宣伝活動の実施、もてなしの向上等受入態勢の整備に取り組むよう努めること。

Ⅲ ようこそようこそ鳥取県運動

1 県民運動の実施

- (1) 県民等、市町村及び県は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを通じて郷土に誇りと愛着を持ち、あたたかな心配りで観光客に接することにより、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していく取組み（以下「ようこそようこそ鳥取県運動」という。）を推進していくこと。
- (2) 県は、ようこそようこそ鳥取県運動が、県民等の相互の連携、協働のもとに、効果的、かつ、効率的に行われるよう必要な支援を行うこと。

2 協議会の設置

- (1) 県民等、市町村及び県は、ようこそようこそ鳥取県運動を効果的、かつ、円滑に推進するため、ようこそようこそ鳥取県運動推進協議会（以下「ようこそ協議会」という。）を組織すること。
- (2) 県は、ようこそようこそ鳥取県運動を推進していくための取組指針（以下「ようこそ運動取組指針」という。）を策定すること。
- (3) 県は、ようこそ運動取組指針を策定し、又は変更しようとするときは、ようこそ協議会の意見を聞かなければならないこと。
- (4) ようこそ協議会は、必要に応じ、県の観光施策全般について意見を述べること。

IV ようこそようこそ鳥取県運動の取組内容

1 地域の観光資源の認知

- (1) 県及び観光関係団体は、県民及び観光事業者が地域の観光資源を知り、認識を深めるための情報提供及び学習機会の設定に努めること。
- (2) 県民等、市町村及び県は、地域の観光資源の保全及び継承に努めること。

2 観光資源等の充実

- (1) 観光事業者は、地域の文化、歴史等を観光の観点から見直し、その活用を図るとともに、既存の観光資源を一層魅力あるものに磨き上げるよう努めること。
- (2) 県及び観光関係団体は、農林水産業に関する体験活動を目的とする観光、食文化への理解を深めるための観光、産業遺産、映画・まんがの活用等による観光その他の多様な観光の形態の普及及び促進に努めるものとする。

3 人材の育成

- (1) 県及び観光関係団体は、観光の振興に意欲・知識を有する者及び観光に関する事業における指導者の育成を図るため、観光の振興に関する学習機会の充実に努めること。
- (2) 県及び観光関係団体は、観光客に対し地域の観光資源に関する適切な説明及び案内ができる人材（以下「観光ボランティア」という。）の育成に努めること。
- (3) 県は、観光ボランティアが組織する団体の整備を促進するとともに、当該団体に対し必要な支援を行う。

4 環境の整備

県及び観光事業者は、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、すべての観光客が安心して快適な観光を楽しむことができる環境の整備に努めること。

5 もてなしの向上

- (1) 県民等は、地域を訪れた観光客にあたたかな心配りで接するよう努めること。
- (2) 県は、県民等のもてなしの向上に関する取組に対し必要な支援をすること。

6 観光情報の発信

県は、地域の自然、食、文化、歴史、伝統等を由緒から噛み砕いて広く紹介するとともに、観光客を惹きつけるイベントの開催等の機会を捉え、戦略的に観光情報を発信すること。

7 外国人観光客誘致

県は、県内の空港、港湾等を利用して訪れる外国人観光客の誘致を促進するため、県の観光資源について効果的に情報発信するとともに、交通施設及び観光施設の整備、通訳案内のサービス向上その他の受入態勢の整備を行うこと。

8 コンベンション誘致

県は、国際会議を始めとする各種会議、展示会、スポーツ競技会その他の行事の県内での開催を増加させるため、当該行事の誘致の促進及び開催の際の受入態勢の充実に努めること。

9 広域連携

県は、観光客の誘致を効果的に行うため、他の地方公共団体との連携、協力を図り、観光資源を広域的、かつ、有機的に連結した観光の振興を推進すること。

10 統計調査

県は、観光の振興に関する施策を戦略的、かつ、効果的に推進するため、観光客の動向等に関する統計調査その他の必要な調査及び研究を行うこと。

11 その他必要な取組み

これらの取組みのほか、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進するために必要な取組みを全県を挙げて積極的に推進すること。

12 施行期日

この条例は、公布の日から施行すること。